

令和2年度 地黄湿地 保全活動計画

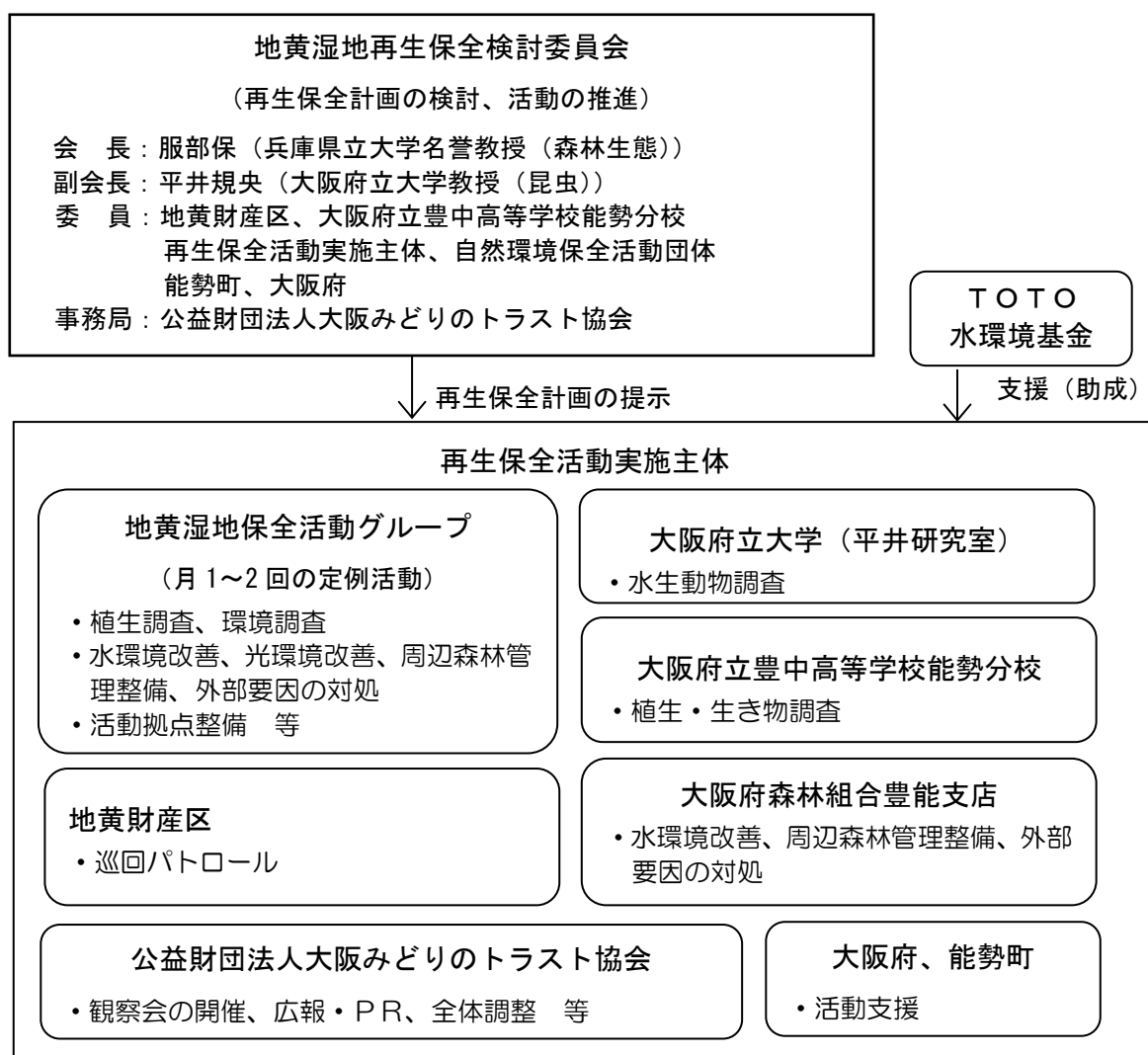
令和2年7月10日

地黄湿地再生保全検討会議

地黄湿地（大阪府緑地環境保全地域）の保全活動について

地黄湿地は、平成27年～同29年までの3ヶ年事業により、遷移が進み陸地化しつつあった湿地景観を一定程度復元することができた。再び植生が遷移し、湿地環境の退行が進むことのないよう、令和元年度に策定した長期保全計画に基づき、長期的な順応的管理を進めていく。春先から秋にかけて調査・モニタリングを中心に実施し、冬季は従来通りの保全管理作業に加え、湿地エリアの拡大と後背森林の管理を行う。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じるため、定例保全活動や例年実施している夏の観察会などに支障が出ることが予想される。よって今後の状況を注視し、関係者との情報共有を行いながら、慎重かつ臨機応変に保全活動を実施していく必要がある。



地黄湿地再生保全事業 実施体制図

本年度保全計画

1 調査・モニタリング（5月～10月）

（1）植生調査

定例活動の際に、湿地内部および袖地に生育する植物種と各種の被度（%）を測定し、記録する。経年調査により一定範囲ごとの出現種の種数や被覆率に対して冬季保全作業が及ぼす影響を植生の長期的動態から把握する。

調査は植物社会学的植生調査法を基に、以下の①～③の手順で9月および10月の定例活動内で実施する。また本年度は参加者間でマニュアルを作成し、調査手法の共有化を図る。

① 調査区の設置

調査対象として地黄湿地を特徴付ける貧栄養湿地特有の植生構造および湿地性希少植物の生育が見られる場所を、湿地内の相観植生図（図1）を基に、代表的な群落から最大3か所ずつ選定し、1×1m方形区画（以下、コドラートと表記）を設置する。コドラートは園芸支柱4本を4隅に設置し、一辺が1mの方形区になるよう紐を結んで設置する。

② 調査方法

調査は草丈2m未満の全ての維管束植物とオオミズゴケを対象とする。

各コドラートの全体の植被率（1m²の面積に対して植物体が被っている比率）と草本層生育種ごとの被度（%）、オオミズゴケの被度（%）をそれぞれ記録する。

被覆率の測定は年度内において原則同じ人物が担当する。被度（%）の数値は1%以下の場合を除き、整数値を記入する。

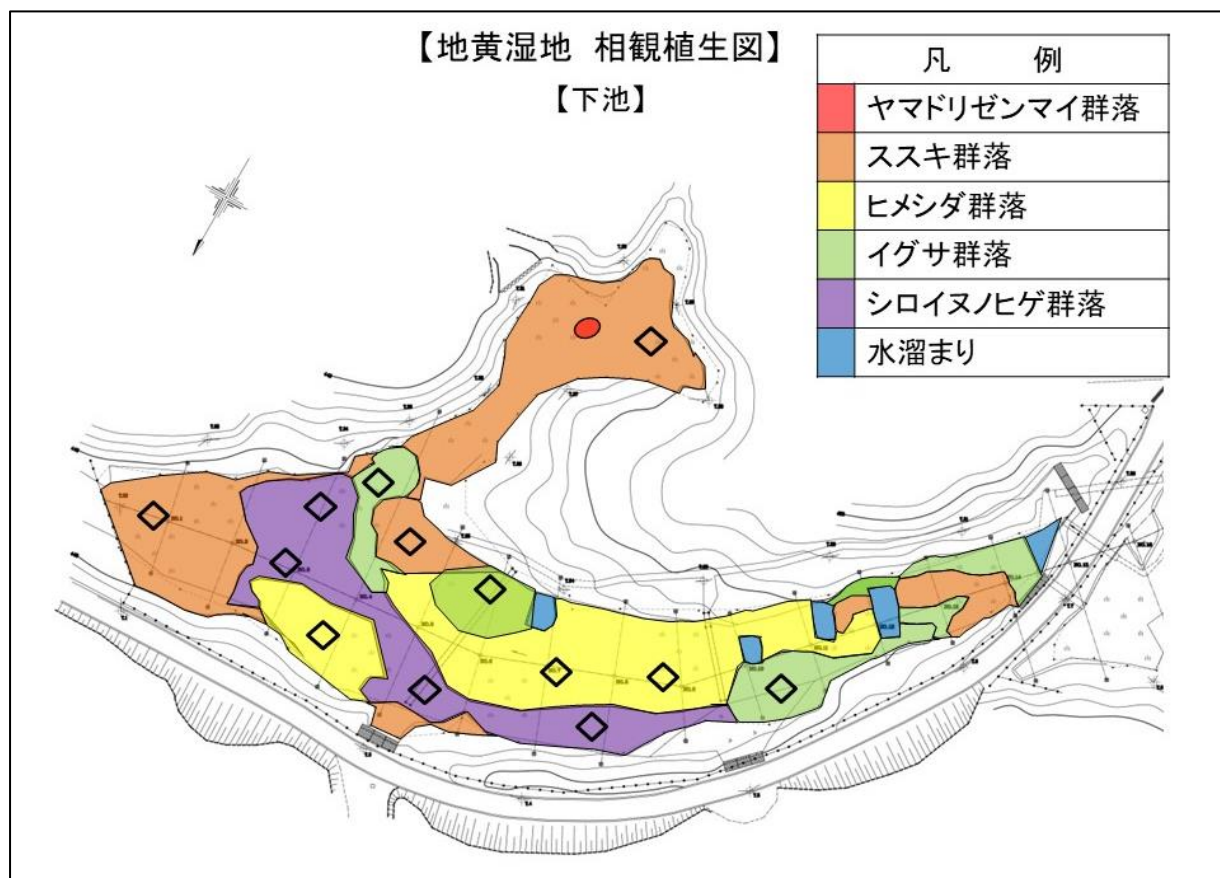
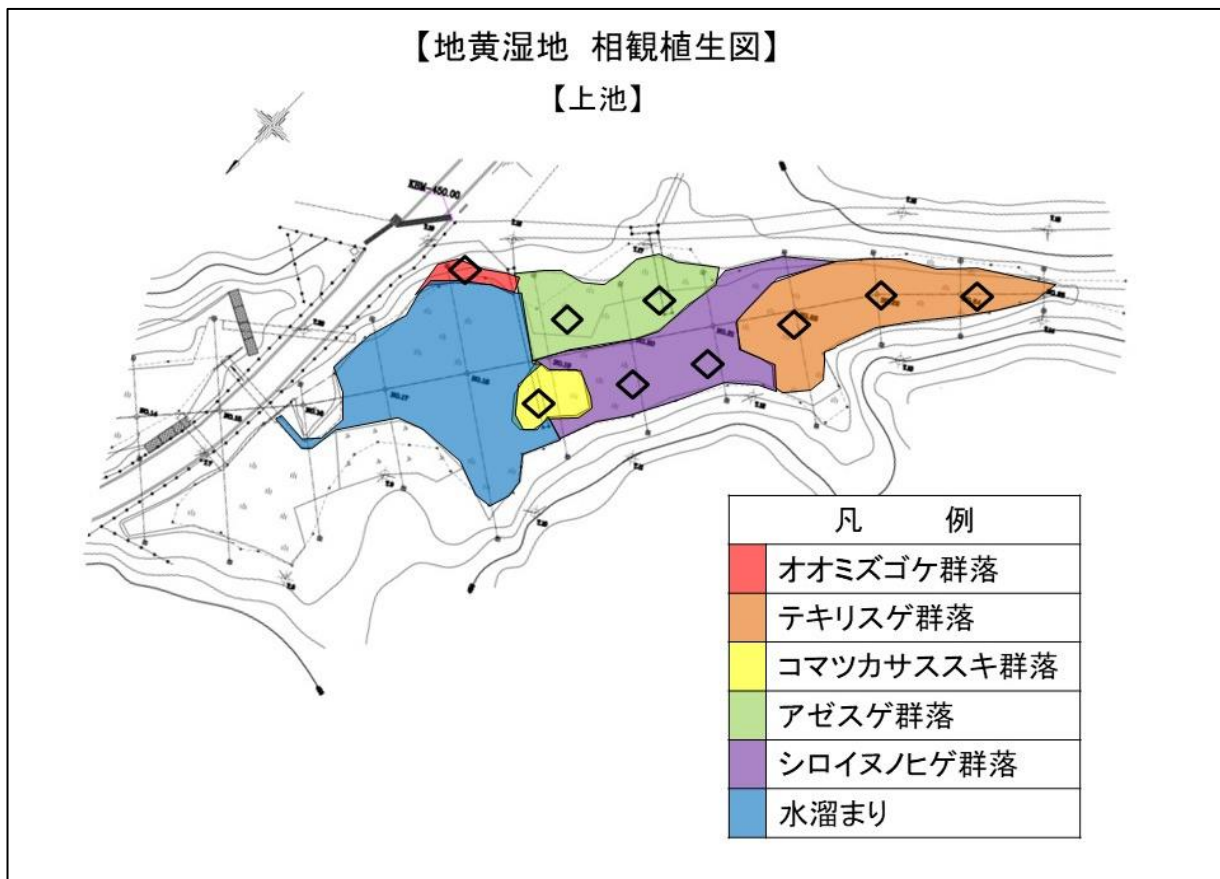
各コドラートで調査した直後に、各出現種の被度（%）を積算し、その積算値とコドラートの植被率とを比較し、両者に齟齬があった場合、植被率と被度（%）の測定をやり直し、一致するよう適宜修正する。

調査票に、調査年月日、調査地点、調査者名、記録者名を明記する。

調査にあたって設置した支柱および紐については、支柱は経年調査の為その場に残し、紐は調査終了後にその都度撤去する。

③ 調査後

調査代表者は調査結果の出現種リストと各調査区の被度（%）を表にまとめる。



※ ◇はコドラート設置候補地

図1 相観植生図及び調査位置図

(2) 動物調査

大阪府立大学生命科学研究科環境動物昆虫学研究グループと協働で湿地内および周辺の水生動物を、年3回の調査を通して種数の変遷を調査する。調査対象は節足動物および両生類とする。

(3) 環境調査（水質調査等）

湿地の水質等、物理環境を把握するため、定例活動や大阪府立豊中高等学校能勢分校と協働で湿地内の水温や pH などの調査を行う。

2 保全作業（11月～3月）

(1) 湿地の水環境の改善

- ①水の偏在化を防ぐため、下池下流部で灌木類を除去し、陸地化の進行を止め湿地範囲の拡大を図る。作業予定地のオオミズゴケへの攪乱は最小限に留め、除去灌木に付着した植物体はできるだけ元に戻す。上池中流においても流入口周囲の真砂土を掘り上げ、陸地化の進行する範囲を後退させる（図2を参照）。
- ②下池中流および下池下流に形成されている水路を土囊で埋め戻し、流水速度を減衰させることで湿地内の水路化と粘土・シルトの流失を抑制する。
- ③湿地内のススキやアブラガヤ等の陸地性草本、イヌツゲやソヨゴ等の灌木類は刈り取りや可能であれば掘り起こし、湿地外へ持ち出して除去する。

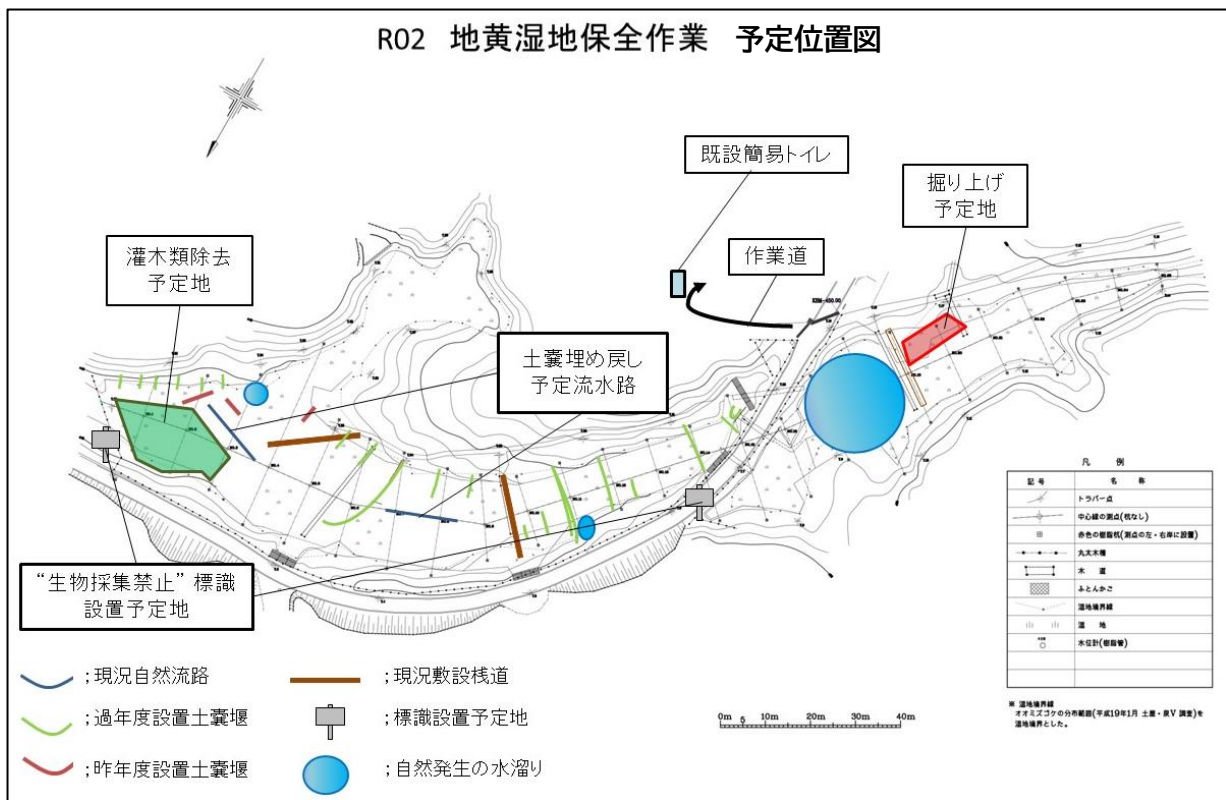


図2 地黄湿地保全作業予定位置図

(2) 光環境の改善

- ①高茎草本は毎年地上部を生長させるため、ススキやトダシバ等の高茎草本の刈り取りおよび持ち出しを湿地全域で行う。
- ②下池南岸側の袖地および枝谷側について、地元財産区と協議の上で高木・亜高木の選択的な間伐や枝打ちを進め、湿地と後背林間の緩衝帯を拡幅し、ササユリやセンブリ等の低茎草本の分布拡大を図る。
- ③下池北岸側の高木・亜高木層については、水環境の改善によって北岸側も水が流れるようになることを見越し、モリアオガエル産卵木の維持の為、残存させる。
- ④刈り取りで発生した残材は処分場所を決め、湿地への流入の恐れがない場所で処分する。

(3) 周辺森林の管理整備

流入源からのシルト質供給を確保するため、流入源の後背林についてスギの間伐を行い、アカマツ主体の疎林に誘導する必要がある。この管理整備に着手するため、土地所有者である地黄財産区への説明や各種法手続きを進める。

(4) 悪影響をもたらす野生動物や盗掘など外部要因への対処

- ①シカやイノシシ、ウシガエルについては、被害状況を把握し専門家の助言を受けて必要な対策を講じる。前年に成体が確認されたウシガエルについては、真冬の12～1月を除いて最低月1回は捕獲網を確認し、生体を確認次第その場で捕殺する。
- ②町道と湿地の間に設置された木柵の一部を修復し、木柵最端に「生物採集禁止」の標識を新規に設置する(図2を参照)。設置場所は所有者の財産区をはじめとした関係者と協議の上で決定する。
- ③地元財産区の協力を得て、年25回の巡回パトロールを実施する。



図3 針金が破損した木柵

3 その他

(1) 保全活動の強化

- ①定例保全活動メンバー並びに令和元年度までの森人塾修了生や他団体等と協力し、地黄湿地における活動の活発化と定着を図る。必要になる拠点整備や、作業道具の追加購入については、下記の助成を活用する。
- ②平成30年度に申請し採択されたTOTO株式会社の「TOTO水環境基金」による3年間の助成金を活用し、活動を円滑化し恒常的な管理を定着させる。またTOTO関西支社

の社員への活動参加を呼びかける。

【TOTO水環境基金助成金の概要】

目 的 地黄湿地の保全活動の活発化

助成額 令和元年度～令和2年度：70万円、令和3年度：80万円

(2) 地元財産区との連携

前述の巡回パトロールと定例活動日を合同にする等、地元住民との交流の機会を増やす。

(3) 地元高校生との協働

地元高校生が身近な自然環境に興味を持ち、保全活動に関わりを持つ契機となるよう、本年度も大阪府立豊中高等学校能勢分校がカリキュラムの環境学習として行う、地黄湿地での生物調査に協力する。

(4) 普及・啓発

①感染症拡大防止対策を講じた上で、夏のサギソウ観察会を実施する。観察会の様子をビデオに収め、編集の後、トラスト協会 facabook で公開する。観察会は7月19日（日）の午前中（予備日7月26日）に実施する。

②動植物や保全活動に関心のある人を対象に保全活動への参入者を増加させることを目指し、モニタリング手法などの実地研修といった、自然環境についての学び場として活用を、専門家の意見をふまえて検討する。

(5) 天然記念物指定の検討

地黄湿地の保全および一般への普及を目的とし、天然記念物指定について、能勢町教育委員会や所有者の地黄財産区といった関係者との協議を進める。